事務連絡

平成２６年８月1日

建設業団体の長　あて

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

改正後の品確法第２２条に規定する「発注関係事務の運用に関する指針」に係る

意見等の提出について（依頼）

１．趣旨

　「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」が、平成２６年６月４日に公布・施行されました。改正後の品確法第２２条の規定に基づき、国は、基本理念にのっとり、発注者を支援するため、地方公共団体、学識経験者、民間事業者その他の関係者の意見を聴いて、公共工事の性格、地域の実情等に応じた入札契約の方法の選択その他発注関係事務の適切な実施に係る制度の運用に関する指針を定めることとなっております。

つきましては、今回、「発注関係事務の運用に関する指針」の案の作成に先立ち、建設業界団体の皆様から幅広くご意見をお伺いするものです。

（別添１，２）

２．ご意見の提出をお願いしたい内容

改正品確法第２２条に規定する「発注関係事務の運用に関する指針」の案の作成に先立ち、ご意見を頂く際の参考資料として、その構成やおおむねの骨格を簡単にお示しした骨子イメージ案を、別添３にお示ししております。

ついては、特段のご意見があれば、別途４の様式に記入いただき提出をお願い致します。

３．ご意見の提出にあたっての留意事項

・貴団体傘下の地方団体や会員企業の意見をとりまとめ・調整の上ご提出ください。ただし、別紙のように、各地方整備局等から貴団体傘下の地方団体へも同時照会しておりますので、貴団体としてとりまとめ・提出は行わず、各地方団体から各地方整備局等へご提出いただいても構いません。

・頂いたご意見については、貴団体名も含め内容を公表する場合もありますので、あらかじめご了承ください。

４．ご意見の取り扱い

・提出頂いたご意見は、「運用指針」の作成等に活用させて頂きます。

・提出頂いたご意見については、その内容について「運用指針」への反映状況等をとりまとめた上で、改めて情報提供させて頂きます。

・なお、提出頂いたご意見については、個別に回答は致しかねますので予めご了承ください。

５．提出様式・提出先等

　ご意見については、別添４の様式に以下の事項を記載の上、電子メールにて以下の窓口に提出をお願いします。

（１）記載事項

　　　①ご担当者名

②所属部署

③担当者（メールアドレス）

④団体名

　　　⑤ご意見の内容

　　　⑥ご意見の理由

（２）提出先

　　　　国土交通省土地・建設産業局建設業課

メールアドレス：[tokennyuki@mlit.go.jp](mailto:tokennyuki@mlit.go.jp)

（３）提出期限

　　平成２６年８月２９日（金）

＜問合せ先＞

　国土交通省土地・建設産業局建設業課

入札制度企画指導室

企画専門官　　竹内　大一郎

　ＴＥＬ：03-5253-8111（内線24723）

　ＦＡＸ：03-5253-1517

　メールアドレス：[takeuchi-d2kx@mlit.go.jp](mailto:takeuchi-d2kx@mlit.go.jp)